栃木県小児慢性特定疾病医療費支給認定
手続きのご案内

本制度は、児童福祉法に基づき、慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ることを目的として、治療にかかる医療費を助成しています。

医療費の支給を受けるには申請の上認定される必要がありますので、申請の手続きをお願いします。

医療費助成制度
県 HP

医療費助成の対象者

医療費助成の対象となる方は、次の１～４の全てを満たす児童等となります。

１　原則として、栃木県内（宇都宮市を除く）に住所がある方

２　対象疾病にり患し、一定の基準を満たしている方

３　国民健康保険や組合健康保険など公的医療保険に加入している方又は生活保護を受給している方

４　新規申請時点において、18 歳未満である方

※申請時点で 18 歳以上であっても、診断年月日等の時点が 18 歳未満であり、当該時点まで遡って認定することが適当な場合には、新規申請が可能です。

（18 歳到達時点において給付の対象となっており、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、毎年の更新申請により、20 歳に到達するまで延長することができます。）

助成対象となる医療

都道府県等が指定した指定小児慢性特定疾病医療機関（病院、薬局、訪問看護ステーション）で行われた、小児慢性特定疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療が対象となります。

①　入院、外来診察
②　薬局での保険調剤
③　医療保険による訪問看護及びリハビリテーション
④　入院時食事療養費

なお、上記の医療に関する費用について、受給者の自己負担はありません。



医療費支給認定

申請に必要な書類を全て揃えて、お住まいの地域を管轄している県健康福祉センターまで提出してください。書類が不足している場合には受理できませんので、十分ご注意ください。

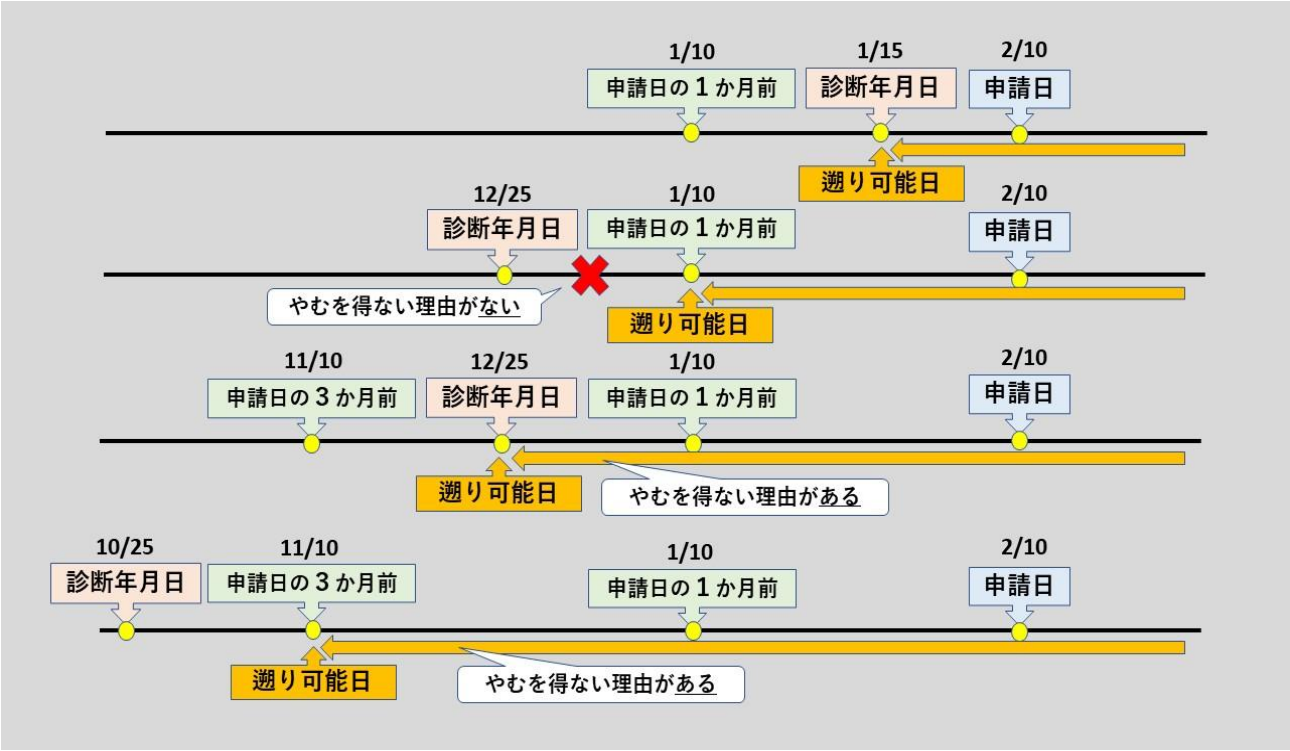
申請書類を受理後、専門医等で構成される栃木県小児慢性特定疾病審査会において、対象疾病の基準に該当するかどうか審査します。

審査の結果承認となった場合は、医療費受給者証が交付されることとなります。

医療費助成の開始時期は、**「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等」へ前倒しできます**。

※前倒しが可能な期間は**原則として申請日から１か月**です。
ただし、診断年月日から１か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由（※）があるときは最長３か月まで延長できます。
（※）医療意見書の受領に時間を要した
症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要した
大規模災害に被災した　　等
※令和５年 10 月１日より前に前倒しすることはできません。

＜有効期間開始日のパターン例＞



なお、県健康福祉センターで申請書類を受理してから審査結果が出るまでに、申請後から概ね２～３か月の期間を要します。医学的な審査において疑義が生じた場合には、医療機関に照会を行うため、さらに時間を要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申請に必要な書類等

※必要書類が不足する場合や不備がある場合は、申請を受理することはできません。

県では紙申請の他に2025年１月５日から書かない窓口（健康福祉センターに設置する電子申請用端末）での電子申請による受付も開始します。書かない窓口での申請をする場合には、４ページ【C】に記載の書類等をご用意の上、管轄の健康福祉センターにお越しください。

また、2025年１月５日以降、紙申請の場合でもマイナンバーを用いた情報連携に同意することで、以下の表中④、⑤、⑥、⑫の提出を省略できます（※情報連携の結果によっては、後日紙の書類の提出を求める場合があります）。ぜひ便利な電子申請と情報連携をご利用ください。

【A】必須書類（全申請者共通）

	必要書類等	備考
□	①　小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（紙申請の場合のみ）	
□	②　医療意見書	・該当する疾病の医療意見書をご用意ください。 ・小児慢性特定疾病指定医でなくては作成できません。 ・作成日から６か月以内のもの ・別紙「医療機関提出用基本情報」をご記入の上、別紙「医療意見書等について」と併せて小児慢性特定疾病指定医に提示し、医療意見書の作成をご依頼ください。
□	③　個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができるもの	申請者本人が持参する場合：ア　または　イ＋ウ 代理人が持参する場合：ア＋ウ＋エ　または　イ＋ウ＋エ ア　支給認定基準世帯員全員の個人番号カード（両面コピー可） イ　支給認定基準世帯員全員の続柄が記載されたマイナンバー付き住民票もしくは支給認定基準世帯員全員の通知カード両面 ウ　持参者の本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、パスポート等の公的機関が発行し、顔写真・氏名・生年月日（又は住所）があるもの） エ　代理権の確認書類（委任状もしくは戸籍謄本等の法定代理権を証明する書類）
□	書かない窓口利用・情報連携に同意する場合は不要です。 ④医療保険の資格情報が確認できる資料等（コピー）	下記のいずれかをご持参ください。 ・資格情報のお知らせ　　・資格確認書 ・医療保険の資格情報（マイナポータルから取得） 保険種別によって、本人以外の世帯員等の方の書類の提出が必要な場合があります。５ページ「◎加入している保険種別ごとの必要書類について」をご参照ください。
□	書かない窓口利用・情報連携に同意する場合は不要です。 ⑤市町村民税（所得割）の課税状況が確認できる書類	保険種別によって必要な書類が変わります。 ５ページ「◎加入している保険種別ごとの必要書類」をご参照ください。

□	書かない窓口利用・情報連携に同意する場合は不要です。 ⑥マイナンバー（個人番号）及び続柄が記載された世帯全員の住民票（原本）	・申請日前３か月以内に発行されたもの ・申請者が患者と別世帯の場合は、申請者の住民票も必要となります。
□	⑦療養生活に関するおたずね	新規申請手続きの際に健康福祉センターから配布しますので、ご回答ください

【B】その他の提出書類（該当者のみ）

必要書類等		備考
□	⑧委任状	・代理人が申請書類を持参する場合
□	⑨「特定疾病療養受療証」の写し	・血友病Ａ、血友病Ｂに該当する場合 ・受療証の申請窓口は、加入する医療保険となります。詳細はそちらにお問い合わせください。
□	⑩「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療費受給者証」の写し	・同一の医療保険に加入している者の中に特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費受給者がいる場合
□	書かない窓口利用・情報連携に同意する場合は不要です。 ⑪「生活保護受給者証」の写し	・生活保護を受給している場合
□	⑫「境界層該当証明書」の写し	・境界層該当者の場合
□	⑬小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証の申請における医療意見書情報の研究等への利用についての同意書	・医療意見書情報の研究等への利用について同意される方
□	⑭情報連携の同意書	情報連携に同意いただく場合は提出してください。

【C】書かない窓口での電子申請を利用する場合に必要となる準備

書かない窓口は、申請者が**保護者・成年患者・支給認定基準世帯員**の場合に利用できます。

必要書類等		備考
□	申請者のマイナンバーカード	
□	マイナンバーカードのパスワード2種類 ※マイナンバーカードを市町窓口で受け取った際に設定したパスワード ・券面事項入力補助用パスワード（数字4桁） ・電子署名用パスワード（英数字６～16文字）	マイナンバーカードのパスワードが分からない場合やロックがかかっている場合には、お住まいの市町窓口で再設定等の手続きが必要になります。
□	申請に必要な提出書類	３～４ページの【A】【B】をご参照ください。

◎　加入している保険種別ごとの必要書類

提出書類 ＼ 対象者	
保険種別	

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>医療保険の資格情報が確認できる資料等の写し</td><td>令和７年度の市町村民税（所得割）の課税状況が確認できる書類（※１、２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">国民健康保険（市町）
（退職国保を含む）</td><td>同じ住民票上で受給者が属する国民健康保険に加入している方全員分（※３）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">国民健康保険組合
（医師・建設・税理士・土木等）</td><td colspan="2">同じ住民票上で受給者が属する国民健康保険に加入している方全員分（※３）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被用者保険
・全国健康保険協会
・健康保険組合
・共済組合
・船員保険　等</td><td>受給者本人が被保険者の場合</td><td>受給者本人分のみ</td><td>非課税の場合、受給者本人分のみ</td></tr>
<tr><td>受給者以外が被保険者の場合</td><td>被保険者及び受給者分</td><td>被保険者が非課税の場合、被保険者分のみ</td></tr>
</table>

※１　義務教育修了前の世帯員及び昨年度が義務教育終了年度であった世帯員については、税証明の提出を省略することができます。

※２　市町が発行する「市町村民税（非）課税証明書（原本）」をご用意ください（情報連携に同意する場合は省略できます）。

源泉徴収票又は確定申告書の写しでは受付できません。

※３　受給者が「国民健康保険」に加入し、申請者（保護者）が「被用者保険」又は「後期高齢医療保険」に加入している場合、受給者及び受給者と同じ「国民健康保険」に加入する方全員のほか、申請者（保護者）の医療保険の資格情報が確認できる書類・市町村民税（所得割）の課税状況が確認できる書類の提出が必要です（情報連携に同意する場合は省略できます）。

申請書の提出先及びお問い合わせ窓口

患者の方がお住まいの地域	申請の窓口（管轄の行政機関、担当課、住所、電話番号）
鹿沼市	県西健康福祉センター　健康対策課　栄養難病担当 〒322-0068　鹿沼市今宮街 1664-1　℡0289-62-6225
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター　健康対策課　栄養難病担当 〒321-4305　真岡市荒町 116-1　℡0285-82-3323
小山市、下野市、上三川町、野木町	県南健康福祉センター　健康対策課　栄養難病担当 〒323-0811　小山市犬塚 3-1-1　℡0285-22-1509
大田原市、那須塩原市、那須町	県北健康福祉センター　健康対策課　栄養難病担当 〒324-8585　大田原市本町 2-2828-4　℡0287-22-2679
足利市、佐野市	安足健康福祉センター　健康支援課 〒326-0032　足利市真砂町 1-1　℡0284-41-5895
日光市	今市健康福祉センター　保健衛生課 〒326-0032　日光市瀬川 51-8　℡0288-21-1066
栃木市、壬生町	栃木健康福祉センター　保健衛生課 〒328-8504　栃木市神田町 6-6　℡0282-22-4121
矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	矢板健康福祉センター　保健衛生課 〒329-2163　矢板市鹿島町 20-22　℡0287-44-1297
那須烏山市、那珂川町	烏山健康福祉センター　保健衛生課 〒321-0621　那須烏山市中央 1-6-92　℡0287-82-2231

その他

療養生活等でお困りの時は、県健康福祉センターの保健師にご相談ください。

療養生活や日常生活などの相談に応じていますので、お気軽に声をかけてください。

とちまるピアサポート活動を行っています。

難病のお子さんを療育している親御さんの悩みに、同じ立場を経験した「なかま（peer）」が話を傾聴し、寄り添うことで、問題の自己解決につながるよう支援することを目的に活動しています。日程等の詳細は県健康増進課（028-623-3086）までお問い合わせください。

＜活動場所＞

・自治医科大学とちぎ子ども医療センター　１階　子育て支援室、たまご広場
　原則毎月第１水曜日　10 時～15 時（12 時～13 時除く、祝日除く）
　※予約不要　直接いらしてください。
　　都合により相談日が変更となる場合があります。ご了承ください。
・獨協医科大学病院　とちぎ子ども医療センター　外来待合スペース
　原則毎月第２金曜日・第３水曜日　10 時～15 時（12 時～13 時除く、祝日除く）
　※予約制（10 時、11 時、13 時、14 時）　都合により日程変更の可能性あり。

